

お使いの無線機は大丈夫ですか？

＜総務省東海総合通信局からのお知らせ＞



原則として、**電波を発射するには無線局の免許又は登録が必要です。**(無線局免許がない無線機の電源がオフ、またはマイクやアンテナが外されている状態でも、すぐに電波の発射が可能な状態に復元できる場合は、電波法違反になります。)

不法無線局(免許されません)

不法市民ラジオ(不法CB無線)



不法CB無線機

送受信機とアンテナが分離。ブースターを接続して1 kWを超える電力を送出する不法無線局がある。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・ 電話の通話に雑音が入る。テレビの画面、音声が乱れる。
- ・ 電子機器(OA機器等)が誤作動。
- ・ 漁業用無線が使用できなくなる。

不法パーソナル無線



パーソナル無線機

平成27年12月1日以降は、新たな免許は取得できません。免許を受けずに使用したり、改造により周波数を逸脱、あるいは正常な動作を行わず、他の無線局へ妨害を与える。

【不法無線局による主な妨害事例】

- ・ 携帯電話が使用できない。

FRS及びGMRS(外国規格のトランシーバー)



国内規格の特定小電力トランシーバーに比べ、安価、通話距離が長い、チャンネル数が多くて便利と宣伝されている。防災行政用無線や放送事業用無線等の重要無線通信に妨害を与える場合がある。

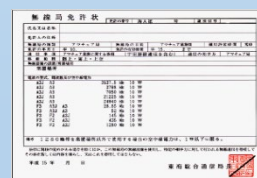
会社のダンプ、トラックにアマチュア無線機を設置している方へ

【アマチュア無線はルールを守って正しく使いましょう】

- ・ **仕事に使っては、いけません。**
(業務用通信を行う場合は、簡易無線等を使用しましょう。)
- ・ **コールサインは、必ず言いましょう。**
- ・ 免許された内容で、運用しましょう。
- ・ 周波数の使用区別を守りましょう。

<https://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/denpa/siyokubetu/index.html> (総務省ホームページへ)

- ・ 無免許でのアマチュア局の開設・運用は法律で罰せられます。
- ・ 総務省では、不法電波を監視しています。



無線局免許状(例)

お問い合わせ先：総務省東海総合通信局 電波監理部監視課

TEL: 052-971-9472

<http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>